景観評価の高度化に関する調査

Research on the sophistication of landscape assessment

(研究期間 平成 17 年度)

環境研究部 緑化生態研究室 Environment Department Landscape and Ecology Division

室 長 松江 正彦

Head Masahiko MATSUE

主任研究官 小栗ひとみ Senior Researcher Hitomi OGURI 研究官 福井 恒明

Researcher Tsuneaki FUKUI

The Ministry of Land, Infrastructure and Transport is advancing construction of the landscape assessment system aiming at formation of good landscapes. The purpose of this research is proposing a new scheme of this system.

[研究目的及び経緯]

国土交通省では、平成 16 年 6 月に「国土交通省所管公共事業における景観評価の基本方針(案)」(以下「基本方針(案)」という)を通達し、同年 7 月より全国の 44 事業を対象として景観評価の試行を進めているところである。「美しい国づくり政策大綱」(平成15年7月)で示された「美しさの内部目的化」を実現するためには、これらの試行結果を検証し、公共事業における景観検討・評価のシステムを確立することが急務となっている。そこで、本調査では、「基本方針(案)」に基づく現行の景観評価制度の課題を明らかにし、景観のみならずコスト、施工性、ユニバーサル(使いやすさ等)等の観点にも配慮した、実効性のあるシステムの提案を行うものである。

[研究内容]

地方整備局を対象としたアンケート、ヒアリングから、試行を通じた景観評価制度の課題を整理し、本格運用に向けた「基本方針(案)」改定の方向性および新スキーム案の検討を行った。検討にあたっては、評価の観点にユニバーサルデザインを取り入れるための考え方を整理するとともに、先進的な自治体のまちづくり事例における推進システム(仕組み・手順、組織体制、主体間の役割分担・連携方法、人材や組織の活用方法等)の分析を行い、これらの結果も参考にしながらとりまとめを行った。また、担当者間の情報の共有化を目的として、景観評価の取り組みの事例集を作成するとともに、景観検討・評価のプロセスに関する一連の資料を蓄積したデータベースを試作した。

[研究成果]

試行事業を通じて、制度全般に係る課題や、検討手順・方法、実施体制等に関する個別の課題が明らかとなった(表-1)。これらを踏まえ、「基本方針(案)」改定の方向性を次のように整理した。

1) 目標の明確化

制度の主旨が現場まで浸透しておらず、景観整備方針の記入様式を埋めることが目的化している、また、景観評価(アセス)なのか景観検討なのか目的がはっきりしないといった指摘があることから、「基本方針(案)」の目的や定義を整理し、制度の目標を明確に示す必要がある。本制度では、施設や構造物が景観に与える影響の評価を行うだけでなく、それらの整備によって地域の景観形成を図り、地域の価値を向上させることを目標とすべきであり、直轄事業に携わる職員に景観検討・評価の基本的な考え方・手順を周知するとともに、地域における景観形成の戦略的な取り組みを促すこと等を、「基本方針(案)」の中に目的として位置づけることが必要である。

2) 対象の明確化

本格運用に際しては、「美しさの内部目的化」から鑑みて、国土交通省で扱う全ての事業が対象となるべきものである。しかし、年間 2,000 件超の工事数を抱える地整の現況を考慮すると、何らかの対象の絞り込みを行うことが現実的であり、また負担感を軽減するための手続きの簡略化も求められる。そこで、対象とする事業については、新規採択を行う事業単位を基本とし、その景観上の位置づけ(重要度)に応じて、景観アドバイザー等の有識者を含めた検討を行うもの(以下「重要」という)と、景観に配慮した標準的な設計

を行うもの(以下「標準」という)とに分別して景観検討・評価を進めることを提案する。景観上の位置づけの判断は、当該構造物の整備目的や周辺の景観性に加え、景観アドバイザーの助言をもとに事務所が行い、その結果を簡易な様式を用いて地整企画部へ報告するものとする。ここで、「重要」と判断された事業は、試行と同様に、景観アドバイザー等有識者を含めた検討を行い、「景観整備方針」を作成する。また、継続事業に関しては、地域における景観形成上、戦略的に有効な事業をリーディング・プロジェクトとして選定し、

「重要」と同様の流れで検討を行うのが良い。一方、「標準」と判断された事業は、別途策定が行われている事業ごとのガイドライン等を参考に計画・設計を行うことになるが、予め地域の目標像とそれに応じた標準的な構造物の設計手法が設定されていれば、その地域らしい一貫性のある景観形成を実現することができる。地域における景観形成の方向性や戦略の設定においては、地整企画部が中心的な役割を担い、景観アドバイザーと共同して検討を進める必要がある。

3) 景観アドバイザー会議、景観評価委員会の役割の 明確化

景観アドバイザー会議および景観評価委員会については、それぞれの役割や相互の関係が必ずしも明示されておらず、現場に不都合が生じている。各事業は、景観アドバイザーからの助言を個別に受けることから、景観アドバイザー会議においては、個別事業の設計内容は議論せず、各事業部局、自治体等に跨る複数の事業の調整や、地域の景観形成の方向性に係る検討・提言を行うこととするのが適当である。また、景観評価委員会は、景観形成の方向性を決定する機関として位置づけ、必要に応じて開催することが考えられる。

4) 景観検討・評価の解説書の作成

本格運用に向けては、景観検討・評価の手順、手法をわかりやすく解説したガイドラインや事例集を作成し、担当者への周知徹底を図る必要がある。

[成果の活用]

本研究の成果は、「基本方針(案)」の改定に反映され、これに基づく景観評価の本格運用が、平成18年度から開始される予定である。

表-1 景観評価制度に係る課題

分 類	小 分 類	課題
全般	全般	・本来の目的は、景観の向上であるにもかかわらず、別表(景観整備方針)の記入が目的化しており、負担になっている。 ・手続きが大変だと形骸化する可能性があるため、手続きの簡素化が必要。
	目的・意図	・本制度の目的は、景観評価 (アセス) なのか、景観の創造なのか、 明確に示す必要がある。
	手続きとタイミング	・構想・計画・設計の各段階で景観整備方針への記入内容が異なる ことから、事業段階に応じた手続きとすることが必要。
	継続性の担保	・景観整備方針を継承、検証し、一貫性を確保する仕組みが必要。
検討手順・方法	対象	・対象とする事業の明確化。
	景観整備方針の設定 方法、評価の方法	・景観整備方針の設定方法、景観評価方法、住民参加の段階・方法 等、具体的な手順等の解説が必要。
アドバイザー制度	アドバイザー会議	・アドバイザー会議の位置づけが不明瞭。個別事業でアドバイスを 受けたものを再度議論することは、屋上屋を架すことになる。
	アドバイザーの人選	・適切なアドバイザーの選定と地域アドバイザーの育成。
実施に係る課題	実施体制	・局と事務所、事業部局との関係、アドバイザー等の役割の明確化。
	他事業、自治体 との連携	・目標像の共有と連携体制の確立。
	人材育成	・行政サイドの人材育成とコンサルタントの能力の向上。
その他、景観向上のための重要課題	契約	・景観向上のための契約方法のあり方を検討する必要がある。
	事業評価	・事業評価等既存制度との関係を整理する必要がある。 ・事後評価手法の開発が必要。
	各分野の連携	・国交省内の各種施策の連携が必要(景観アセス、景観法、分野別 ガイドライン、景観形成事業推進費)。